

◆静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A

・週休2日工事について

(工事の契約後から完了まで)

土木・建築共通

Q1 : 週休2日工事とは。

A1 : 工事着手日を第1始期日とした4週間(28日)のうち、原則として土曜日、日曜日において8日間以上の休日を定め、確保する工事です。

これまで静岡市では4週6閉所日確保モデル工事の取り組みを行ってきましたが、令和2年度からは4週間のうちで8日間以上の休日を確保する取り組みを行っています。

ただし、休日の確保状況を、下記のとおり区別し、②4週7休相当及び③4週6休相当についても、週休2日工事として取り扱います。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

土木・建築共通

Q2 : 発注者指定型と受注者希望型の違いは。

A2 : 発注者指定型は、発注者が週休2日を実施することを指定する方式で、受注者は週休2日を実施していただきます。

受注者希望型は、発注者が週休2日対象工事として発注し、受注者が週休2日の実施の有無を決定する方式です。週休2日を実施する場合、受注者は実施する旨を発注者と協議していただきます。

週休2日対象工事として発注された工事が発注者指定型か受注者希望型かの区別は、入札公告及び施工条件明示事項に明示されます。

週休2日工事に関する特記仕様書は担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaite.jp>) 又は静岡市技術政策課ホームページをご覧ください。

土木のみ

Q3 : 受注者希望型で週休2日を実施する場合の協議方法は。

A3 : 受注者は施工計画書提出前までに静岡市建設工事共通仕様書による『工事打合せ簿(令和3年度からの新様式)』を使用して、週休2日を実施する旨の協議願いを監督員に提出してください。

建築のみ

Q4 : 受注者希望型で週休2日を実施する場合の協議方法は。

A4 : 受注者は総合施工計画書提出前までに静岡市建設工事共通仕様書による『工事打合せ簿(令和3年度からの新様式)』を使用して、週休2日を実施する旨の協議願いを監督員に提出してください。また、総合施工計画書には週休2日を実施する旨(休日の確保状況を含めて)を以下の記載例を参考にして記載してください。

[記載例]

週休2日工事（受注者希望型）特記仕様書【建築工事】に基づく週休2日工事の実施を希望する。（休日の確保状況は4週8休相当とする。）

なお、受注者希望型の分離発注工事の場合には、全ての工事の受注者が週休2日工事の実施に合意することが必要であるため、工事着手に先立ち各受注者間で協議を行い、工事打合せ簿等で記録を整備、保管し、合意の成否について以下の記載例を参考にして監督員に報告してください。

[記載例]

本工事は、週休2日工事の実施について、以下の関連工事受注者と合意した。

- ・令和〇年度□□工事（受注者：△△株式会社）
- ・令和〇年度■ ■工事（受注者：▲▲株式会社）

土木のみ

Q5 : 施工計画書への記載内容は。

A5 : 施工計画書の6.施工方法(1)一般事項の休日及び14.創意工夫等の2箇所に週休2日を実施する旨を記載してください。

土木のみ

Q6 : 休日及び全体の対象期間について教えてください。

A6 : 週休2日工事の休日とは、工事現場の作業を一切行わないことです。労務者による作業等のほか、元請け技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、現場事務所での施工管理に関する書類作成等の事務作業も現場作業に含みます。

夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間は週休2日工事の全体の対象期間には含めません。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）も全体の対象期間には含めません。

6月														7月													
30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
始			休	休						休	休						休	休						休	休		
期																											
日																											

休日8日/28日

7月							8月																							
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
始			休	休						休	休		休	休	休	休	休	休						休	休					
期																														
日																														

夏季休暇のうち(例えば5日間ある場合)
3日間は対象期間に含めない(休日にも含めない)

休日8日/28日

建築のみ

Q7 : 休日及び全体の対象期間について教えてください。

A7 : 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所されていれば週休2日工事の休日として扱います。ただし、夏季休暇3日間、年末年始

休暇6日間は週休2日工事の全体の対象期間には含めません。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等も、全体の対象期間には含めません。

建築のみ

Q8 : 全体の対象期間に含まない「準備期間」「後片付け期間」とは。

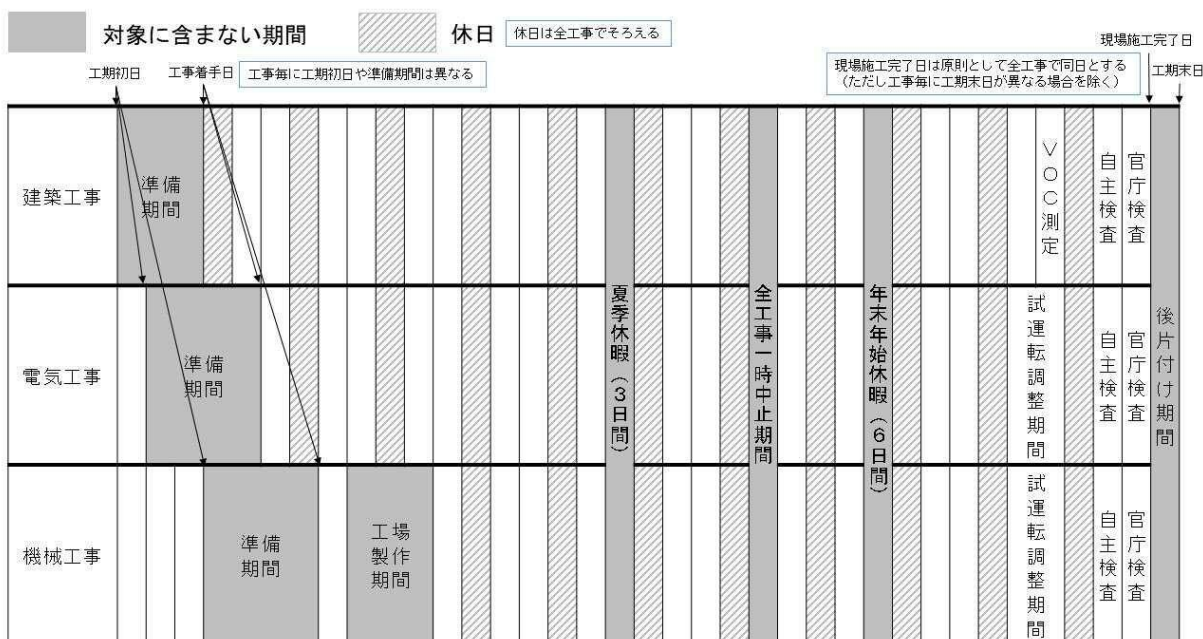
A8 : 準備期間とは、契約工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であり、現場事務所の設置や現場代理人による現地測量等の期間を含みます。分離発注の場合は、契約毎に準備期間が異なる場合が考えられます。後片付け期間とは、工事の完成に当たり、建築物等の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間や自主検査・官庁検査（建築、消防等）は含みません。なお、これに該当する期間が1日に満たない場合は、後片付け期間の設定は不要です。

建築のみ

Q9 : 分離発注工事ではどのような進め方になるのでしょうか。

A9 : 分離発注工事については、工事現場全体で週休2日に取り組みます。具体的な対象としては、同一の建築物に係る建築、電気設備、機械設備等を分離発注する場合等が想定されます。休日をそろえる必要があるため、一部の受注者がしわ寄せを受けることの無いよう関係者間の協力体制を構築してください。

分離発注の場合のイメージは以下の図のとおりですので、休日設定の参考にしてください。契約毎に契約の工期初日や準備期間が異なる場合が考えられますので、それぞれ現場に継続的に常駐する最初の日を工事着手日とします。現場施工完了日については原則として全ての関連工事で同日とします（契約の工期末日が契約ごとに異なる場合を除きます。）。



土木・建築共通

Q10 : 始期日は何曜日と考えればよいでしょうか。

A10 : 始期日は何曜日でも構いません。工事着手日が（例：火曜日）の場合、第1始期日（火曜日）を基準として4週間（28日）の間に8日（もしくは7日、6日）間以上の休日（原則、土曜日、日曜日を休日に設定する）を確保することになります。また、29日目の火曜日を翌始期日（第2始期日）と設定します。

土木・建築共通

Q11 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日の取得実績と考えてよいでしょうか。

A11 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日として認めます。

土木のみ

Q12 : 休日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A12 : 週休2日工事は祝日がある場合でも、4週間のうち8日（もしくは7日、6日）間以上の休日確保できたかについて確認するものです。そのため、祝日を休日とするかはどちらでも構わず、4週間に8日（もしくは7日、6日）間以上の休日を設定してください。

建築のみ

Q13 : 休日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A13 : 週休2日工事は祝日がある場合でも、4週間のうち8日（もしくは7日、6日）間以上の休日確保できたかについて確認するものです。そのため、祝日を休日とするかはどちらでも構わず、4週間に8日（もしくは7日、6日）間以上の休日を設定してください。

ただし、公共建築工事標準仕様書で行政機関の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）に施工しないことを原則としているため、設計図書で特に指定する場合等を除き、この原則を踏まえた工程計画が必要です。

土木・建築共通

Q14 : 最終の期間が28日に満たない場合、休日の日数はどのように考えればよいでしょうか。

A14 : 最終の期間は28日に満たない場合がありますので、期間の日数に対してQ1A1の休日の確保状況以上になるよう休日確保してください。

例 4週8休相当で取り組み、最終対象期間が20日の場合 $20日 \times 0.285 = 5.7日$ （切り上げて）休日が6日必要

土木・建築共通

Q15 : 着工当初の余裕のある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日数を確保してもよいでしょうか。

A15 : 対象期間全体で休日の確保状況以上となれば休日確保したこととしますが、休日は、4週（28日）を1スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。

また、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日の休日とは別の休暇としますのでご注意ください。

土木・建築共通

Q16 : 休日設定をする際の振替休日の考え方や休日を予定していたが休日を取れなかった場合の考え方を教えてください。

A16 : 原則、同一期間の中で休日を振り替えてください。

ただし、取得できなかった休日が対象期間の末日付近だった場合については、翌対象期間において休日を確保してください。

例1 (第1始期日からの4週間を第1期間、第2始期日からの4週間を第2期間と表現して) 第1期間の終盤で休日予定日に作業を行ったため、4週7休となった。第2期間に振替休日を設定して4週9休とすれば第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

例2 第1期間の終盤で降雨により休日としたため、4週9休となった。代わりに第2期間の休日予定日に作業を行ったため4週7休となっても第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

土木のみ

Q17 : 休日予定日が自然災害等により作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A17 : 原則、振替休日を取得してください。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的事故対策として、やむを得ず緊急に作業を実施した場合で、振替休日が取得できなかったときは、振替休日の未取得日として考慮する必要はありません。

土木・建築共通

Q18 : 休日取得計画を監督員へ報告する必要がありますか。

A18 : 工事着手日から現場施工が完了する日(後片付け期間は含まない)までの休日を設定し、工事着手前までに書面(様式自由)で監督員へ提出してください。休日を確保した結果については、対象期間(各始期日から28日間)と休日確保日を明確にして各対象期間終了後7日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)に書面(様式自由)で監督員へ提出してください。なお、土曜日は青字、祝日及び日曜日は赤字等で示し、確認が容易にできるようにする等の工夫をしてください。

降雨、降雪等による予定外の休日により、予定していた休日を作業日に変更する場合は、その都度休日取得計画を書面で監督員へ提出してください。

土木のみ

Q19 : 休日の予定、結果の報告は電子メールによる提出でもよいですか。

A19 : 可とします。

土木のみ

Q20 : 週休2日工事を実施した場合、工事成績評定の加点対象となりますか。

A20 : 4週8休相当の休日を確保した場合に工事成績評定で加点します。

土木・建築共通

Q21 : 週休2日対象工事を受注し、週休2日を実施したが4週6休相当未満となってしまった場合、ペナルティはありますか。

A21 : ペナルティはありません。

土木・建築共通

Q22 : 週休2日を確保した結果、工期末に工事が完了できなくなりましたが、これを理由に工期延期は認められますか。

A22 : 週休2日を確保したことを理由とした工期延伸は認めておりません。ただし、施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更が可能です。

土木のみ

Q23 : 週休2日を実施することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。

A23 : 発注者指定型は、当初の予定価格において、それぞれの項目に以下に掲げる①4週8休相当の補正係数を乗じた補正を行います。なお、休日の確保状況を確認後、4週8休相当に満たない場合は、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行います。受注者希望型は、休日の確保状況を確認後、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行います。

	休日の確保状況	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
①	4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
②	4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
③	4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

建築のみ

Q24 : 週休2日を実施することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。

A24 : 発注者指定型は、当初の予定価格において、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に以下に掲げる①4週8休相当の補正係数を乗じた補正を行います。なお、休日の確保状況を確認後、4週8休相当に満たない場合は、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行います。

受注者希望型は、休日の確保状況を確認後、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数を乗じた補正による変更契約を行います。

① 4週8休相当 補正係数 1.05

② 4週7休相当 補正係数 1.03

③ 4週6休相当 補正係数 1.01

なお、専門工事業者等から徴収する見積価格（建設現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考とするため、週休2日の補正を行う対象にはなりません。

土木・建築共通

Q25 : 工事看板への記載内容等を教えてください。

A25 : 『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を記載してください。

土木のみ

Q26 : 週休2日工事の対象外の工事で、週休2日を実施したい場合はどうすればよいでしょうか。

A26 : 発注者と協議してください。ただし、経費の補正は行わず、工事成績評定の加点対象にもなりません。

建築のみ

Q27 : 週休2日工事の対象外の工事で、週休2日を実施したい場合はどうすればよいでしょうか。

A27 : 発注者と協議してください。ただし、労務費の補正は行いません。

土木・建築共通

Q28 : 毎月第2土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”は必ず実施しなければなりませんか。

A28 : 強制するものではありませんが、静岡県内の公共工事での共通の取り組みとして休工にご協力願います。

土木・建築共通

Q29 : 週休2日の取り組みに関する書類の提出は情報共有システムを使用してもよいですか。

A29 : 情報共有システムでの提出を認めていますのでご活用ください。

(工事完了後)

土木・建築共通

Q30 : アンケートは受注者から技術政策課へメール提出となっていますが、監督員を経由する必要はありますか。

A30 : 監督員を経由する必要はありません。受注者は、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaite.jp>) よりダウンロードしたアンケート(ダウンロードできない場合は、監督員から受領)に回答し、工事完了届提出後14日以内(土、日、祝日を含む。)に技術政策課宛にメールで直接提出してください。

・静岡市版快適トイレについて

Q1 : 造園工事などは対象外ということで良いか。

A1 : 静岡市版快適トイレの女性専用トイレの設置基準につきましては、土木系及び建築系の専門工事を含めて一式工事と表現しておりますので、専門工事についても対象としてください。また、建築工事と設備工事の合算予定金額が対象要件以上の各工事についても、静岡市版快適トイレの対象としてください。

- Q2 : 対象金額未満の工事で任意に実施した場合、検査時に加点となりますか。
- A2 : 快適トイレの費用を設計計上していないが、受注者が自主的に設置した場合、検査時の評価対象になります。
- Q3 : 対象となった工事について、施工場所に常設トイレがあった場合にも設置する必要がありますか。
- A3 : 常設トイレが常に使用可能な場合は設置する必要はありません。ただし、施工中に使用できなくなった場合は監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。
- Q4 : 同一ヤード内で施工時期が重なる工事が複数ある場合は、本体工事等ですでに設置済みの快適トイレ等を利用することは可能ですか。
- A4 : 同一ヤード内に既に設置されている快適トイレが使用できる場合は新たに設置する必要はありません。ただし、工事間調整等により使用できなくなった場合は、監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。
- Q5 : 設置基準の対象から外れている工事でも快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象となりますか。
- A5 : 監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。
- Q6 : 静岡市版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数は、何日間計上すれば良いですか。
- A6 : 静岡市版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数については、工期の全日数を計上し、最終変更時に実日数で清算するようにしてください。
(製作期間の長い工事(鋼橋上部、機械設備等)については、別途考慮してください)

・静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動について

- Q1 : 全件対象で適用させるのか。
- A1 : 全件対象でお願いします。

・イメージアップ事業の実施について

- Q1 : イメージアップ経費の計上は、国の補助事業工事も対象としますか。
- A1 : 国はイメージアップ経費をすべての工事で計上していることから、静岡市の補助事業においても国の土木工事標準積算基準書を適用して設計している工事については、従前通り対象としてください。
- Q2 : 塗装工事等の専門工事についても、イメージアップ経費を計上しますか。
- A2 : 土木工事標準積算基準に掲載されている工種で積算している場合は、基本的に経費を計上してください。また、対象除外について下記のとおり通知文に記載しておりますので、工事発注課で判

断してください。

(対象除外について) 建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない

Q3 : 土木工事積算基準書の「イメージアップ」の名称が、平成 29 年度より「現場環境改善」に変更されていますが、積算等で変わることはありますか。

A3 : 平成 29 年度の土木工事積算基準書(以下、H29 基準書)のイメージアップ(現場環境改善)のイメージアップ費率(現場環境改善費率)が改定されていますので、H29 基準書を使用して積算する工事については、新しいイメージアップ経費(現場環境改善費)で積算してください。また、名称の変更につきましては、建築工事や水道工事に変更がないことから、土木工事につきましてはイメージアップ(現場環境改善)として運用してください。

Q4 : イメージアップについて、報告書は電子媒体での提出ですか。

A4 : 建設業のイメージアップ対象工事(土木工事編・建築工事編)の報告書は、技術政策課への提出は電子媒体にてお願いします。

・その他

Q1 : いずれも、各工事で取り組むというよりも、建設業界全体で取り組むべき内容と思われる。建設業協会に働きかけるなどして、担い手確保・育成事業を進めた方が良いのではないか。

A1 : 前向きなご意見ありがとうございます。技術政策課では平成 28 年度より①女性座談会、②技術系高校生ディスカッション、③産官学討論会などを開催し、様々な方からご要望をいただいております。今回の事業もその一環として施行するものです。今後につきましても建設業協会に限らず幅広く情報提供していきますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。静岡市建設業の担い手確保・育成の取組みに関する情報は、担い手確保・育成ホームページ(<https://ninaite.jp>)をご覧ください。

《担い手ホームページ(『建設 NOW』で検索!)》